

トロッケン及びパイオニア国境検問所封鎖（1/7 現在）

- ボツワナ政府は、トロッケンに加え、パイオニアにある南アフリカとの国境検問所を、追って通知があるまで封鎖しました。
- 上記ボツワナ政府発表によると現在、南アフリカとの陸路での出入国にはマーティンズ・ドリフト（Martins Drift）及びラマトラバマ（Ramatlabama）国境検問所のみが利用可能となっています。
- 事態は刻々と変化しますので、最新の情報の収集に努めてください。

1 1月5日付当館領事メールでトロッケン国境検問所が封鎖された旨お伝えしましたが（<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100134015.pdf>）、同6日、ボツワナ国家・移民・ジェンダー省は公式フェイスブックページにおいて、同5日から、追って通知があるまで、トロッケン（Tlokweng）及びパイオニア（Pioneer）の2か所の南アフリカとの国境検問所を封鎖すると発表しました。また、同発表では、現在、南アフリカとの陸路での出入国にはマーティンズ・ドリフト（Martins Drift）及びラマトラバマ（Ramatlabama）国境検問所のみが利用可能としています。

2 ボツワナでは昨年4月3日に6ヶ月間の非常事態宣言が発出され、同9月28日に同宣言がさらに6ヶ月間（本年4月2日まで）延長されました。同宣言等に基づき、現在、当国において実施されている主な検疫措置は以下のとおりです。

（1）出入国規制

- ・入国、出国の両方において PCR 検査の陰性証明の提示。
- ・入国時に、自己負担で COVID-19 検査を行うこと及び入国地点の COVID-19 ゾーン内で隔離を行うことが要求されることがある。
- ・ボツワナ国民及び在留資格保持者以外の人で、入国時に PCR 検査の陰性証明を提示できない人は入国できない。

なお、ボツワナ政府は、入国時の PCR 検査陰性証明について、「出発」72時間前以内の PCR 検査陰性証明の提示を求めると発表していますが、入国時に「到着」72時間前以内の PCR 検査陰性証明を求められた事例がありますので、「到着」72時間前以内に受検することをお勧めします。

（参照：<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100126808.pdf>）

（2）公共の場でのマスクの着用

公共の場においては、布製マスク、鼻と口を覆う自家製のもの、あるいは他の適切に鼻と口を覆うことができるものを着用しなければならない。

（3）COVID-19 ゾーン間移動のための許可および COVID-19 検査

- ・COVID-19 ゾーン間の移動には、移動許可証が必要となっており、以下のサイトで申請

可能。

<https://www.gov.bw/temp-movement-permits>

(COVID-19 ゾーン : Greater Francistown, Greater Gaborone, Greater Selebi Phikwe, Greater Palapye, Greater Maun, Kgalagadi Region, Ghanzi Region, Chobe Region, Boteti Region)

・保健サービス局長は、COVID-19 ゾーン間移動許可証の申請者に対し、COVID-19 の検査受検を求める場合がある。

(4) 集会

3名以上の公共の集まりは禁止。

(5) 会合

・全ての会合には、主催者あるいは招集者を設けなくてはならない。主催者あるいは招集者は、会合参加者に COVID-19 規則を遵守させる責任を負っている。

・会合、ワークショップ、会議は最大50名とする。

・会合、ワークショップ、会議に参加するために COVID-19 ゾーンを越えた移動をしてはいけない。

・上記の規定にかかわらず、主催者あるいは招集者は、会合、ワークショップ、会議のため、COVID-19 ゾーン間移動許可証を申請することができる。

(6) 社会的距離の確保

以下の場所においては個人間に1～2メートルの距離が確保されなければならない。

集会、銀行、テイクアウトを含むレストラン、スーパーマーケット・お店、薬局、政府サービス機関、追悼集会

3 さらにボツワナ政府は、1月3日(日)付官報で、夜間外出禁止令の延長及び酒類の販売禁止等を発表しました。概要は以下のとおりです。

(1) 夜間外出禁止を1月4日(月)から1月31日(日)まで延長する。

(2) 午後8時から午前4時の間を外出禁止とする。

(3) 外出禁止時間帯に移動するためには、移動許可証(必要不可欠なサービス)が必要となる。

*具体的には、(1)閣議、(2)国会、(3)委員会、(4)COVID-19 ナショナルタスクフォースのミーティング、(5)必要不可欠なサービスの提供者で任務を遂行しなければいけない者及び(6)生活必需品・必要不可欠なサービスへのアクセスが必要な者のみが特例として外出を許可されます。

(4) 外出禁止期間の酒類の販売及び公共の場での酒類の消費を即時に禁止する。

4 事態は刻々と変化しますので、テレビ、ラジオ、インターネット等で最新情報の入手に努め、十分に警戒してください。

また、政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」でも閲覧可能です。(<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>)

参考：当館ホームページ 在留邦人の皆様へのお知らせ

https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_information.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

在ボツワナ日本国大使館

ホームページ：https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391-4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp